○厚生労働省
経済産業省告示第一号
国土交通省

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十八号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の十二の五第一項の規定に基づき、令和四年厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第一号（事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一～三　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の四第一項又は第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一～三　（略）

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示は、法人の令和八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の令和八年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百七十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、平成十九年農林水産省告示第三百九十九号（租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の三第一項の規定により租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十七条を読み替えて適用する場合における同令第四十二条の四第一項を含む。）の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 一～四　（略）	租税特別措置法施行令第四十二条の四第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第四十条の二の二第一項の規定により租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十七条を読み替えて適用する場合における同令第四十二条の四第一項を含む。）の農林水産大臣が定める基準は、次のいずれかに該当することとする。 一～四　（略）

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）第十六条第三項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則第十六条第三項の規定に基づく経営の規模の拡大に著しく資するものとして経済産業大臣が定める要件等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正